

議案第 12 号

西海市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

西海市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 2 9 日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

西海市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成
17 年西海市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

別表その他の各種委員等の報酬の表市立学校の部学校薬剤師の項中「78,500
円」を「157,000 円」に改め、同表市立幼保連携型認定こども園の部学校薬剤
師の項中「78,500 円」を「157,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

新旧対照表

西海市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

| 新 | | | | 旧 | | | |
|--|-------|---------|--|--|-------|---------|--|
| 西海市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 | | | | 西海市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 | | | |
| 平成17年4月1日 西海市条例第39号 | | | | 平成17年4月1日 西海市条例第39号 | | | |
| 第1条～第5条 (略) | | | | 第1条～第5条 (略) | | | |
| 別表(第2条関係) 執行機関としての各種委員会委員の報酬の表 (略) その他の各種委員等の報酬 | | | | 別表(第2条関係) 執行機関としての各種委員会委員の報酬の表 (略) その他の各種委員等の報酬 | | | |
| 職名 | | 報酬の額 | | 職名 | | 報酬の額 | |
| (略) | | | | (略) | | | |
| 市立学校 | 学校医 | 年額 | 児童生徒数 | 市立学校 | 学校医 | 年額 | 児童生徒数 |
| | | (1校当たり) | 200名以上 201,600円 50名～199名 179,200円 49名以下 156,800円 | | | (1校当たり) | 200名以上 201,600円 50名～199名 179,200円 49名以下 156,800円 |
| 市立学校 | 学校歯科医 | 年額 | 児童生徒数 | 市立学校 | 学校歯科医 | 年額 | 児童生徒数 |
| | | (1校当たり) | 200名以上 179,200円 50名～199名 156,800円 | | | (1校当たり) | 200名以上 179,200円 50名～199名 156,800円 |

| | | | | | | | |
|-------------------|----------------|----------------|-------------------|-------|--------|-------------------|-----------------|
| | | | 49名以下 134,400円 | | | | 49名以下 134,400円 |
| | 学校薬剤師 | 年額 (1校当たり) | <u>157,000円</u> | | 学校薬剤師 | 年額 (1校当たり) | <u>78,500円</u> |
| 市立幼保連携型 認定こども園 | 学校医 | 年額 | 利用子ども数 | 学校医 | 年額 | 利用子ども数 | 学校医 |
| | | | 200名以上 201,600円 | | | 200名以上 201,600円 | |
| | | | 50名～199名 179,200円 | | | 50名～199名 179,200円 | |
| | 49名以下 156,800円 | 49名以下 156,800円 | | | | | |
| 学校歯科医 | 年額 | 利用子ども数 | 学校歯科医 | 年額 | 利用子ども数 | 200名以上 179,200円 | 200名以上 179,200円 |
| | | | 50名～199名 156,800円 | | | 50名～199名 156,800円 | |
| | | | 49名以下 134,400円 | | | 49名以下 134,400円 | |
| | 学校薬剤師 | 年額 | <u>157,000円</u> | | 学校薬剤師 | 年額 | <u>78,500円</u> |
| (略) | | | | (略) | | | |
| 備考(略) | | | | 備考(略) | | | |

附 則
この条例は、令和6年4月1日から施行する。